

香美市事業者応援補助金交付要綱

令和 2 年 9 月 29 日

告示第 155 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、香美市補助金の交付に関する規則(平成 18 年香美市規則第 48 号。)第 18 条の規定に基づき、香美市事業者応援補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 新型コロナウイルス感染症によって影響を受けた中小企業者の再起を後押しするとともに、安定的な事業の継続と市民の安全・安心な生活の確保を図ることを目的として、中小企業者が行う新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組や事業継続に向けた取組を支援する。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)「補助事業者」とは、香美市内に事業所を有する中小企業者をいう。
- (2)「中小企業者」とは、中小企業支援法(昭和 38 年法律第 147 号)第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。
- (3)「新型コロナウイルス感染症」とは、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和 2 年政令第 11 号)により指定感染症に指定された感染症をいう。

(補助対象者、補助対象事業、補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第 4 条 補助対象者、補助対象事業、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表 1 に定めるとおりとする。

- 2 補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助事業の実施期間)

第 5 条 事業実施期間は、市長が第 7 条第 1 項の規定に基づいて行った「交付決定日」から令和 3 年 3 月 31 日までとする。ただし、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)第 32 条第 1 項の規定に基づく緊急事態宣言の発令日(令和 2 年 4 月 7 日)以降で交付決定の前に行われた新型コロナウイルス感染症等の拡大防止に向けた取組に要する経費については、補助金交付申請書に記載する事業との同一性が書類等によって確認が可能で、適正と認められる場合には、補助金の対象とすることができる。

(補助金の交付の申請)

第 6 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第 1 号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 補助金の申請期間は、令和2年10月1日から令和3年1月29日までとする。

(補助金の交付の決定等)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認める場合は、予算の範囲内で補助金の交付の決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(補助の条件)

第8条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業の実施に当たっては、香美市事業等からの暴力団の排除に関する規則(平成25年香美市規則第5号)第4条各号のいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る市の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(2) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(3) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。

(4) 補助事業により取得又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の目的に沿って効率的な運用を図らなければならないこと。

(5) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に様式第3号による市長の承認を受けなければならないこと。

(6) 前号の規定により市長の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を市に納付しなければならない。

(7) 市税の滞納がないこと。

(8) 補助金の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならないこと。

(補助金の変更等の申請)

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第3号については軽微な変更を除く。

(1) やむを得ない理由による事業実施主体の変更

(2) 補助対象経費の20パーセントを超える減額

(3) 補助対象経費の新設又は廃止

(4) 事業内容の重要な部分に関する変更

2 市長は、前項の規定による補助金の変更の申請が適当であると認めるときは、補助金変更承認通知書（様式第5号）により、当該補助事業者へ通知するものとする。

3 市長は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止をしようとするときは、あらかじめ中止（廃止）申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（状況報告及び調査）

第11条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（実績報告等）

第12条 補助事業者は、補助事業の完了の日又は第10条の規定による中止若しくは廃止の承認を受けた場合は、補助事業完了の日若しくは補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。ただし、交付決定日以前の補助事業に係る実績報告書を提出する場合は、交付決定日から30日以内に提出するものとする。

（補助金額の確定）

第13条 市長は前条の規定による実績報告書を受領したときは、実績報告書の書類を審査し、その実績報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条第1項の規定による承認をした場合にあっては、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認められた場合は、交付すべき補助金の額の確定し、補助金確定通知書（様式第8号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の支払）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後、補助金を支払うものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定の取消し及び補助金の返還）

第15条 市長は、第10条の補助事業の全部若しくは一部中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には第7条第1項の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合

- (4) 交付の決定後生じた事業の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (5) 香美市事業等からの暴力団の排除に関する規則第4条各号のいずれかに該当すると認められるとき。
- 2 市長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 市長は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 同条2項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算して延滞金を徴するものとする。

(情報譲渡の禁止)

第16条 補助事業者は、第6条第1項の規定に基づく交付の決定によって生じる権利の全部又は一部を市長の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(情報の開示)

第17条 補助事業又は補助事業者に関して、香美市情報公開条例（平成18年香美市条例第13号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年9月29日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条第3号から第6号まで、第11条、第13条第2項から第3項まで及び第15条及び第17条の規定は、同日以降もなお効力を有する。

別紙1（第4条関係）

補助事業者	補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助上限・下限額
<p>香美市内に事業所を有する中小企業者であり、今後も香美市内で事業を継続する意思があるもの</p>	<p>新型コロナウイルス感染症等の拡大防止に向けた取組</p>	<p>備品購入費、工事請負費、委託費、使用料及び賃借料、役務費、消耗品費</p>	<p>補助対象経費の4分の3以内 ※売上が前年同月比で20%以上50%未満減少している場合 補助対象経費の5分の4以内 ※売上が前年同月比で50%以上減少している場合 補助対象経費の10分の10以内</p>	<p>1事業者当たり 上限額40万円</p>
<p>香美市内に主たる事業所を有しており、新型コロナウイルス感染症拡大により売上が前年同月比で20パーセント以上減少している中小企業者であり、今後も香美市内で事業を継続する意思があるもの</p>	<p>事業継続に向けた取組</p>	<p>広報宣伝費、設備導入費、開発費、外注費</p>	<p>補助対象経費の5分の4以内 ※売上が前年同月比で50%以上減少している場合 補助対象経費の10分の10以内</p>	